

2022年9月5日

マスク差別を禁止する条例の制定に関する陳情

陳情者

1. 陳情の趣旨

マスク未着用者への差別を禁止する条例を制定し、市内在住を問わず誰もが安心できる社会を実現することを目的とする（※A）。

※A) つくばみらい市新型コロナウイルス感染症関係者を偏見等から守る条例（令和3年つくばみらい市条例第1号）と同様の目的。

2. 陳情の理由

- 1) 持病や障害等の理由でマスクを着けられない人がいることが周知されていない。
- 2) 市内の公共施設・公共サービスでは、マスク着用の「お願い」という体裁をとっているが、実質的に強制となっているため、マスク未着用者が不利益を被っている。未着用者の人権・人格が尊重されていない。その一部の例は以下の通り。
 - ・公共バスに乗れない（必ずマスクを着用してください、と案内されている）
 - ・市議会を傍聴できない（マスクを着用してください、と案内されている）
 - ・児童が学校でマスクを外せない（※B）

※B) 令和4年6月14日、教育委員会より「マスク着用の考え方について」が発行されたが【マスク着用の必要がない場面】が併記されているため、その場面意外はマスク着用が必要と誤解されている。

児童クラブにおいてもスタッフが児童のマスク着用は必須と考えており、未着用の児童に対して同級生や上級生がマスクを着けるよう注意しても止めに入らない。刑務所のような生活であり、児童の心身への悪影響は計り知れないものがある。マスク着用は感染予防と熱中症予防だけの問題ではない。

上記のとおり陳情いたします。

保護者間で共有いたしますので、全議員の回答を開示して下さるようお願い申し上げます。



つくばみらい市議会議長

伊藤 正実 様